

# 殿 要 請 書

去る令和3年11月12日、令和3年度山形県農業委員会大会を開催し、下記の要請及び政策提案について決議いたしましたので、これの実現について、特段のご配慮とご尽力を賜りますようお願いいたします。

記

## 1. 要請決議

農業委員会法改正5年後調査及び独自調査の結果を踏まえた要請に関する決議

## 2. 政策提案決議

新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案決議

参考（申し合わせ決議）

1. 「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」により実質化された人・農地プランを実行するための申し合わせ決議
2. 農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議

## 令和3年度山形県農業委員会大会

山形県農業委員会ネットワーク機構

一般社団法人山形県農業会議

会長 五十嵐直太郎

## 【要請決議】

### 農業委員会法改正5年後調査及び独自調査の結果を踏まえた要請 に関する決議

平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、「農地利用の最適化」の推進が農業委員会の必須業務となった。それから5年が経過し、昨年、全国農業会議所が実施した「農業委員会法改正5年後調査」及び「山形県農業会議独自の追加調査」（以下、アンケート調査）において、様々な課題等が浮き彫りとなった。

農業委員会の必須業務として位置付けられている「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」について、アンケート調査結果から見えた課題と必要な支援策について、以下のとおり要請することを決議する。

#### 記

#### 1. 農地の集積・集約化について

農地等の利用の最適化を推進するためには、担い手への農地の集積・集約化が必要不可欠であるが、高齢化や過疎化が進んでいることで担い手が急速に不足してきており、アンケート調査でも「農地の集積・集約化」の課題として、「担い手が不足している」が74%となっていた。また、「中山間地域のため、農地の集積・集約が進まない」が57%に上った。

経営規模拡大に伴う農業機械の大型化等により、区画が小さく大型機械の利用が困難、不整形など、農地の条件が悪いために借り手がいない等の問題も農地を集積・集約する大きな妨げになっている。

これらの課題を解決し、農地の集積・集約化を進めるためには、次世代の担い手や新規就農者が就農しやすい環境整備が重要であることから、以下の支援措置の強化を講じられたい。

##### (1) 担い手の後継者育成・確保への支援措置の強化

農地の維持に必要な機械・設備等の導入に対する資金補助や、規模拡大するための資金補助について、親元就農者を含む新規就農者に対する支援の拡充を図ること。

##### (2) 中山間地域など条件不利地域に対する支援措置の強化

集積・集約化が難しい条件不利農地の基盤整備事業を推進するため、必要な予算を継続的に確保するとともに、地域のほ場条件にあった弾力的な運用や地元負担の軽減に配慮すること。

## 2. 遊休農地の対策について

優良農地を次世代に引き継ぐためには、農地の集積・集約化と共に、遊休農地の解消対策が必須である。

しかしながら、アンケート調査では「遊休農地対策」の課題として、「担い手が不足している」が80%を占めているほか、「中山間地域の対応策がない」が60%であるなど、農地の集積・集約化と同様の課題が見て取れた。

なお、「利用意向調査で農地中間管理機構への貸し付けを希望しても実現しない」が51%に達しており、機構による借り受けの促進を図るため、機構の機能強化を講じられたい。

- (1) 利用意向調査で農地中間管理機構への貸し付けを希望した農地について、受け手がない状況においても再生可能な農地は機構が借り受け、新規就農者等の受け手にもマッチングしやすくするため、基盤整備事業を行う等の予算確保や、体制の整備を図ること。
- (2) 人の進入が困難な山間部において目視に代えてドローンを利用するほか、タブレットでGPS機能を利用するなど、農地パトロール等の現地調査を安全かつ効率的に実施するための支援を図ること。

## 3. 新規就農について

新規就農者が農業による収益を確保し、自己の生活を安定させるためには、十分な資金が必要だが、自己資金が乏しい場合、就農初期段階では借入金に頼るしかない状況である。

これまで国の農業次世代人材投資事業等による支援をいただいていたが、移住による就農者や兼業農家、親元就農など、幅広い人材を地域の担い手として育成していくためには、さらなる支援が必要である。

- (1) 令和4年度農林水産予算概算要求において、国が全額負担してきた農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を見直し、地方公共団体に1/2の財政負担を求めることや、地方公共団体が事務を担う仕組みに変更すること等が示された。  
地方公共団体の財政状況に左右されることなく、支援を必要とする者が確実に助成を受けられ、かつ、就農地によって支援に差が生じることのないよう、引き続き全額を国費により措置されたい。
- (2) アンケートでは新規就農者が希望する農地のあっせんについて、条件の良い農地のタイミングが合わない等のマッチングの課題や、営農指導等の技術が乏しいこともあり、新規就農者の多岐にわたる相談に対応することが難しいとの課題があったことから、農地取得や住居確保、新規就農者の情報交換の場の設置等を含む新規就農者向けの包括的な支援パッケージの策定を図られたい。

## 【政策提案決議】

### 新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案決議

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現在、世界及び日本は未曾有の事態に直面している。一方で、政府は2050年カーボンニュートラル宣言を行い、グリーン社会の実現を目指し政策の大転換に乗り出している。農林水産省も「みどりの食料システム戦略」を策定し、環境負荷軽減の革新的な技術・生産体系を順次開発し推進することとしている。

また、情報通信技術（ICT）やデジタル技術による生活・産業の改革（DX改革）の進展とともに持続可能な開発目標（SDGs）に対する国内外の関心の高まりや男女共同参画と働き方改革など前世紀には想定できなかった生き方・働き方の潮流が加速している。これらの動きは農業における技術革新をさらに促進する契機となる。さらに、地産地消の一層の促進や田園回帰の動きも現れており、こうした傾向を農業・農村政策に適切に反映させていく必要がある。他方、コロナ禍の影響は、農産物サプライチェーンの重要性を改めて浮き彫りにし農産物生産者、流通及び販売に携わる者、そして最終消費者との関係を改めて見直す機会を与えている。

我々農業委員会組織は農業委員会法改正から5年が経過する中で、人・農地プランの実質化等の農地利用の最適化に邁進しているが、全国約8割の地域で担い手の不足という課題に直面していることが明らかになった（全国農業会議所「農業委員会法改正5年後調査」）。今後は開かれた農業・農村を目指し、新たな潮流を農業・農村に引き入れ活力と魅力あふれる地域づくりに取り組んでいく必要がある。そして、地域振興と密接に結びついた農業の生産基盤の維持・発展により、美しい国の形とりわけ日本の原風景である農業・農村を次代に引き継いでいかねばならない。

そのため農地、経営・人材、農村の分野について以下の政策提案を行うものである。

## 記

### 1. 農地政策について

#### (1) 担い手への農地集積・集約化について

実質化された「人・農地プラン」をもとにした農地の利用集積・集約化を継続的に進めるため、「人・農地プラン」について以下の事項に留意し、法律上位置づけること。

- ①市町村の農業経営基盤強化促進基本構想や農業振興地域整備計画等と整合を取り、地域における農業・農村の基本計画として位置づけること。
- ②集積・集約化の対象農地だけでなく、担い手が利用しない「担い手利用外農地」の利用・管理の計画もプランに明記すること。
- ③実質化の済んだ地区並びに、農地の貸出意向を把握した所有者等に対し農業委員会が、農地の利用関係を調整し、同時に農地中間管理機構への情報提供を行う等、プランが計画通りに実行される仕組みを構築すること。

④農地所有者の意向把握や地域の話し合いを継続するための予算を引き続き措置すること。

## (2) 地域と調和の取れた再生可能エネルギー発電施設の設置

再エネ発電施設の導入に際しては、乱開発や無秩序な農地転用が行われないよう、地域における合意を踏まえた設置を誘導していく必要がある。そのため、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取り組みの促進等が重要であるが、同法の活用が低調なことを踏まえ、地域の優良農地の確保と環境保全の観点に沿って支援措置を検討すること。

## 2. 経営・人材政策について

(1) 農業就業人口の高齢化と減少が進展する中で新規就農対策と経営継承対策の重要性と緊急性が高まっている。相談、就農、経営確立までの長期に渡る継続一貫した支援と、経営継承対策・新規就農対策の同時並行的支援の視点に立って、現行の各種施策の改善を図ること。

(2) 生産資機材については、業界の慣行や各種規制など、自助努力だけでは、解決できない部分がある。農薬については、ジェネリック農薬の適正・効率的使用の観点から価格低減対策や排ガス規制対応の農業機械の価格低減対策などを推進するとともに、肥・飼料についても銘柄の集約化を図るなど価格低減に向けて指導を強化すること。

## 3. 農村政策等について

(1) 中山間地域等条件不利地域にあっては、人口減少や高齢化の進行が著しく社会を維持する事すら困難な状況になりつつある。より多くの人（特に若年層）の定住を促し、家族の形成等居住人口を増加することによる活性化・振興を図るため、農業（営農・農地保全）を核とした様々な施策を、対象地域を中山間地域に限定せず、これに類する条件不利地域に拡大し、農林水産省を中心に総合的に展開していくこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響が未だ強く残る中で、収入の減っている農業者への継続的な支援を行うこと。また、急な緊急事態宣言の発令・解除等により大きな損失が出てしまわないよう、情勢に応じて柔軟に的確な支援策を講じること。

## 4. 農業委員会組織について

農地利用の最適化を促進するため農業委員会組織による「農業委員会法改正5年後調査」等により明らかになった課題を踏まえて、農業委員会制度・組織及び運営の改善に向けて現場活動を踏まえた検討を行うこと。事務局の人員不足に苦慮する市町村農業委員会を支援するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構に市町村農業委員会を常時巡回する人員を設置して、個々の市町村農業委員会の実情・実態を踏まえた伴走型・プッシュ型の支援ができるようにすること。

## 参考【申し合わせ決議】

「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」により実質化された人・農地プランを実行するための申し合わせ決議

われわれ農業委員会組織は、「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」に取り組み、地域農業の持続的な発展に向けてまい進している。

令和元年度以降、農業委員・農地利用最適化推進委員は、「人・農地プラン」を実質化するため、「農地所有者等の意向把握」と「集落での話し合いへの参加」に積極的に取り組んできた。

「人・農地プラン」によって定められた将来の地域の農地利用を実現すべく、全国運動及び本県独自の「やまがた“地域の農地を活かし、担い手を応援する”活動」～れいわネクストアクション～を展開し、農地利用の最適化に取り組むことをここに申し合わせ決議する。

## 記

### 1. 「人・農地プラン」の実質化を踏まえた農地利用の最適化に全力で取り組もう

#### (1) 「人・農地プラン」を実現するため、農地の利用調整とマッチングに取り組もう

実質化された「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体等への農地の利用調整やマッチングに積極的に取り組もう。

担い手同士の話し合いによる農地の利用権交換等の手法により、農地の集積はもとより集約化の取り組みを強化しよう。

#### (2) 農地中間管理機構との連携を強化しよう

農地の利用意向等の情報は農地中間管理機構と共有し、農地中間管理事業を通じた農地の利用調整を実施しよう。

後継者のいない担い手等の中心的な経営体の離農に備え、農地中間管理機構への貸し付けを進めよう。

担い手不足が顕著な地域では、集落のすべての農地を農地中間管理機構に貸し付ける「地域まるっと中間管理方式」の導入を検討しよう。

#### (3) 「人・農地プラン」の実質化100%達成に向けた取り組みを強化しよう

農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などを踏まえ、未来の設計図となる「人・農地プラン」の実質化100%達成に向けた取り組みを強化し、地域における人と農地の問題を解決しよう。

農業委員会は、農業者や農地所有者等の意向把握と集落での話し合いを通して、将来を考える機運を醸成しよう。

(4) 「人・農地プラン」の見直しを継続しよう

実質化した「人・農地プラン」が地域の実態に合うよう、集落の話し合い等が継続するように働きかけよう。

農業委員・農地利用最適化推進委員は、見直しが前向きなものとなるように、積極的に発言しよう。

2. 農業経営の合理化と働きがいのある経営環境作りを支援しよう

認定農業者等の担い手の組織化と組織活動を支援するとともに、農業者に対する簿記記帳・青色申告の啓発・普及、法人化の指導等による経営確立の取り組みを推進しよう。

また、農業・農村における男女共同参画や労働環境の改善に向けた家族経営協定の普及推進、老後生活の安定のための農業者年金の加入推進の取り組みを強化しよう。

3. 農業者の声、地域的心声を「意見の提出」に取りまとめよう

戸別訪問等の日常活動の中から農業・農村の問題を幅広く汲み上げ、全ての農業委員会において、農業委員会法第 38 条に基づく市町村等行政機関に対する「意見の提出」をはじめとする政策提案や要請活動に取り組もう。

4. 農業委員会の体制強化に努めよう

(1) 綱紀保持の取り組みを徹底しよう

農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用するとともに、法令遵守と倫理観を高めるための研修を実施しよう。

(2) 農業委員会活動の進捗管理を徹底しよう

農業委員と農地利用最適化推進委員は活動記録簿や活動日誌等の記帳を徹底するとともに、各委員の活動状況を委員会内で共有しよう。

また、農業委員および農地利用最適化推進委員の改選に伴う引き継ぎを確実に引き継ぎ、切れ目の無い農業委員会活動に万全を期そう。

(3) 女性や若い農業者の登用を促進しよう

女性や若い農業者の登用に向け、市町村長等への働きかけを一層強化しよう。

また、積極的に公募に応じたり、地域の農業者・団体から推薦を得られる人材の育成・発掘のため、農業委員会活動に対する女性や若い農業者の関心を高める取り組みを強化しよう。

(4) ICTを活用した農業委員会活動に取り組もう

タブレットやドローン等を活用した効率的な農地パトロール（利用状況調査）に取り組もう。

また、新型コロナウイルス禍のもと、総会等がテレビ会議等オンライン上で実施できる環境整備について、実情に合わせて市町村等の協力要請に取り組もう。

(5) 事務局体制の充実強化に向けた働きかけを進めよう

複雑化・多様化する人と農地の諸課題に積極的かつ迅速に対応するため、農業委員会事務局体制の充実強化に向けて、市町村・議会等への働きかけを進めよう。



## 農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議

農業者年金は、農業者の老後生活の安定を目的に設置された国民年金の2階部分に相当する制度である。

平成14年に財政方式を、それまでの賦課方式から積立方式に変更したことで、加入者数に左右されない自立した仕組みが実施されている。

令和2年度の年金資産運用利回りは10.82%と、過去最高の運用実績を上げたが、新制度発足以降19年間の平均運用利回りについても、2.97%と安全性に配慮した運用が行われてきた。また、一定の条件を満たすことで、後継者等への保険料補助や、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となる税制面での優遇措置など、メリットも充実している。

今年6月には制度改正も行われ、来年1月から①35歳未満の保険料納付下限額を2万円から1万円に引き下げる、同4月から②老齢年金の受給開始年齢を65歳から75歳までの間で選択可能とする、同5月から③国民年金に任意加入している方の加入可能年齢を60歳から65歳に引き上げる、という3点が措置されることとなっている。

農業者がこれからも安心して農業に従事できるよう、農業委員・農地利用最適化推進委員は、研修等を通じて年金制度の普及に努めること、また、最新の農業情勢等について、全国農業新聞及び全国農業図書の活用による的確かつ迅速な情報の提供に努めるため、次の取り組みを推進していくことを申し合わせ決議する。

### 記

#### 1. 農業者年金の加入推進

コロナ渦の状況においても創意工夫しながら、制度改正の周知も含め年金制度の普及徹底を図り、農業者年金の新規加入者確保に取り組もう。特に若手の農業後継者や新規就農者に働きかけ、年金加入の利点に対する理解を深めて行こう。農業者の一人でも多くが老後も安定した生活を送れるようになることを願い、令和3年度の農業者年金新規加入者の県全体目標人数96人達成に向け、一致団結して加入推進活動を展開しよう。

#### 2. 情報提供の強化

経営と農地に関する情報が満載で、地域における話し合い活動にも役立つ「全国農業新聞」と「全国農業図書」の購読を推奨し、できるだけ多くの農業者の経営安定の一助となるよう、普及活動に取り組もう。

各委員会においては、市町村広報誌やホームページ等を活用することで、自ら情報発信に積極的に取り組もう。